

東海市情報システムの標準化・共通化に係る移行困難対象業務情報提供

依頼（R F I） 実施要領

1 趣 旨

本市において、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づく情報システムの更改に伴い、検討を進めてきたところですが、法改正や制度改正等により、下記の特定期移行困難システムの５業務について、標準準拠システムへの移行計画等について再考することにあたり、当該業務システム（標準化対象外範囲への対応含む）の調達可否等について、幅広い事業者から参考情報の収集を行います。

2 対象業務

- (1) 児童手当業務（現行パッケージ：MICJET MISALIO 子育てソリューション）
- (2) 児童扶養手当業務（現行パッケージ：MICJET MISALIO 子育てソリューション）
（標準化対象範囲外機能含む）
- (3) 子育て支援業務（現行パッケージ：MICJET MISALIO 子育てソリューション）
- (4) 後期高齢者医療業務（現行パッケージ：MCWEL 後期高齢者システム V1）
- (5) 障がい者福祉業務（現行パッケージ：MCWEL 障がい者福祉システム V2）
（標準化対象範囲外機能含む）

3 要件

(1) 標準準拠

地方公共団体情報システム標準化基本方針や各種準拠仕様書など国の定める標準化関連指針全てに準拠することを求めます。システムの標準化適合性確認については、地方公共団体情報システム標準化基本方針にて「共通的標準化基準の適合性確認」に定められたとおりとなりますが、国の動向などを見据え、検収時点での基準に沿って適合性を評価する想定です。

(2) 標準化対象範囲外機能

関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムのほか、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステム）についてもガバメントクラウドへの移行対象としますので、特定期移行困難対象業務における関連システムがある場合

は、基本的にはガバメントクラウド上での構築を想定しておりますが、当市所有のプライベートクラウド上の構築について妨げるものではありません。

ア 東海市援護扶助費（市遺児手当）

児童扶養手当に関連する市町村独自のひとり親世帯への手当を給付する事業です。機能要件は「様式2 機能一覧（児童扶養手当_標準化対象外事業）」のとおり。

イ 障がい福祉業務（市独自分）

地域生活事業や上乗せ事業など東海市が地域の実情に応じて創意工夫して実施している事です。機能要件は「様式3 機能一覧（障がい福祉業務_標準化対象外事業）」のとおり。

㍑ 東海市援護扶助費

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者に対して支払う市独自の手当です。

㍑ 日常生活用具

身体障がい者・児、知的障がい者・児、難病患者、精神障がい者・児に対して日常生活上の便宜を図るために、用具費の支給をします。

㍑ 福祉タクシー料金助成

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者に対して福祉タクシー助成券を交付します。

㍑ 地域生活支援事業

身体障がい者・児、知的障がい者・児、精神障がい者・児に対して地域生活を支援するサービスです。日中一時支援事業、地域デイサービス事業、移動支援事業を管理します。

㍑ 在宅重度障害者手当

身体障がい者、知的障がい者の中で特に特に重度の障がいをもっている方に対して支払う愛知県独自の事業です。

(3) ガバメントクラウドの活用

国の利用及び接続環境・契約方法の整備が十分にされていることを前提に、システム稼働からガバメントクラウド上で稼働することを前提にします。

また、当市における状況といたしましては、利用C S PはAWSのみとなって

おります。

(4) 標準オプション機能

標準仕様書上に記載のある標準オプション機能について、貴社パッケージシステムの対応状況及び各標準オプション機能実装にかかる費用についても回答してください。（任意様式）

なお、本市が現時点で利用予定のない標準オプション機能については「様式4 標準オプション機能非選択一覧（機能ID別）」のため、一覧に記載のある機能については回答の必要はありません。

(5) 情報提供依頼の結果の取扱い

今回の情報提供依頼の結果を踏まえ、事業者の選定方式（移行方式）の決定を行います。決定した移行方式に応じて、その後の移行計画の作成等を行っていただきます。

4 期 間

令和7年（2025年）6月30日（月）～8月29日（金）

5 周知方法

東海市ホームページにて掲載します。

6 スケジュール

参加意思表明期限	令和7年（2025年）8月1日（金）
質問提出期限	令和7年（2025年）8月8日（金）
質問回答	令和7年（2025年）8月18日（月） ※各社御担当者様にメール回答
回答票提出期限	令和7年（2025年）8月29日（金）

7 回答・提出方法

(1) 参加意思表示

回答方法	下記リンクより、オンラインにて回答 https://logoform.jp/f/1fOsF
回答期限	令和7年（2025年）8月1日（金）

(2) 質問提出

回答方法	下記リンクより、オンラインにて回答 https://logoform.jp/f/obmGH
回答期限	令和7年（2025年）8月8日（金）

(3) 質問回答

回答方法	情報提供基準の均質化を図る観点から、回答については、集約した上で情報提供依頼に参加している各社御担当者様にメールで送付します
掲載開始	令和7年（2025年）8月18日（月）～

(4) 回答票

回答方法	下記リンクより、オンラインにて回答 https://logoform.jp/f/WK1he
回答期限	令和7年（2025年）8月29日（金）

8 その他

- (1) 回答書の作成及び提出等に関する経費は、回答者の負担とします。
- (2) 提出された回答書等は、東海市の移行困難の対象となる見込みのある業務システムの移行計画等を検討する参考としてのみ使用し、他の用途には使用しません。
- (3) 提出された回答書等は、返却しません。
- (4) 提出された回答書等は、公開ませんが、情報開示請求の対象となる場合があります。
- (5) 回答書作成のために本市より受領した全ての資料は、本市の了解を得ることなく、公表及び使用することを禁止します。

9 問合せ先

以下、担当者宛に電子メールもしくはお電話にてお問合せください。

〒476-8601

愛知県東海市中央町一丁目1番地

東海市役所

企画部デジタル推進課 担当：大野

電話：052-613-7582／0562-38-6209

メールアドレス：digital@city.tokai.lg.jp

市民福祉部幼児保育課 担当：沢田

電話：052-613-7669／0562-38-6292

メールアドレス：hoiku@city.tokai.lg.jp